

入院時食事療養費の標準負担額

所得区分・入院日数		標準負担額 (1食)
区民税課税世帯の方	入院日数にかかわらず	460円
区民税非課税世帯の方(注1)	過去1年間の入院日数が90日まで	210円
	過去1年間の入院日数が91日目以降の翌月1日から【長期該当】(注2)	160円
70～74歳で低所得者の方(注1)	入院日数にかかわらず	100円

注1 事前に「標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示した場合はこの金額に減額されます。提示しない場合は減額されません。

注2 非課税世帯の方で、「標準負担額減額認定証」を申請後、入院日数が91日以降になった方は改めて「長期」の申請が必要です。「長期該当」の証を医療機関に提示した場合はこの金額に減額されます。提示しない場合は減額されません。

入院したときの食事代は高額療養費の支給対象にはなりません。